

2010年3月29日

株式会社ECC

代表取締役 山口勝美 様

適格消費者団体 特定非営利活動法人  
消費者支援機構関西 (略称: KC's)

理事長 榎 彰 徳

【連絡先(事務局)】担当: 西島

〒540-0033 大阪府中央区

石町1丁目1番1号天満橋千代田ビル

TEL06-6945-0729/FAX06-6945-0730

メールアドレス info@kc-s.or.jp

ホームページ [http:// www.kc-s.or.jp](http://www.kc-s.or.jp)

#### お問い合わせ

当団体は、消費者団体訴訟制度の制度化を受けて、不当な勧誘行為や不当条項の使用の中止を申し入れたり、団体訴権を行使していくことを重要な活動内容として、関西地域の7府県の消費者団体や消費者問題に取り組む個人によって構成され、2005年12月3日に結成された消費者団体であり、2007年8月23日には、内閣総理大臣より消費者契約法第13条に基づく適格消費者団体として認定されました(組織概要についてはホームページをご参照下さい)。

さて、当団体は、貴社が提供されている外国語学習講座(いわゆる語学教室)の契約内容や、「受講申込書(契約書)」(以下「申込書」といいます)および「受講生及び保護者の皆様へ(自主規制交付書面一月謝支払い用)」と題された書面(以下「交付書面」といいます)の内容について検討しております。

ところで、上記交付書面によりますと、貴社が提供されている語学教室の受講契約にはクーリングオフ制度の適用がない旨記載されております。

しかしながら、貴社が提供されている語学教室は、以下のとおり、特定商取引法(以下「特商法」といいます)上の「特定継続的役務提供契約」に該当するものと思われますので、特商法第48条により、クーリングオフ制度の適用があると存じます。

- (1) まず、特商法第41条第1項第1号の「役務提供事業者」とは、役務の提供を業として行う者の意味であります。

貴社は、語学の教授という役務を提供し、その対価を得ることによって

利益を上げる株式会社であると存じますので、「役務提供事業者」に該当するものと思われま

- (2) 次に、同条項の「特定継続的役務」とは、国民の日常生活において有償で継続的に提供される役務であって、①役務の提供を受ける者の身体的美化又は知識若しくは技能の向上その他のその者の心身又は身上に関する目的を実現させることをもって誘引が行われるもの、②役務の性質上、その目的が実現するかどうかは確実にないものに該当するものとして、政令で指定するものであります。

この点、貴社が提供されている語学教室の役務は、対価である受講料と引換えに、①外国語能力が上達するという、役務提供を受ける者の心身又は身上に関する目的を掲げて勧誘を行い、②政令第12条で定められている語学の教授という、外国語能力の上達という目的が達成されるかどうかは確実にないものを対象とする役務でありますから、同条項の「特定継続的役務」に該当するものと思われま

- (3) また、同条項の「政令で定める期間」とは、政令第11条第1項によると、語学の教授については、2月を超えるものとされております。

この点、個別の契約ごとに契約期間は異なると思われま

すが、貴社が2月を超える期間上記役務を提供する場合には、上記政令で定める期間の要件を充たすものと考えられ、これは、当該契約についての受講料の支払いをいわゆる月謝制にするか契約時一括払いにするかは関係がないものと考えられま

- (4) 同条項の「政令で定める金額」とは、政令第11条第2項によりま
- すと、5万円とされております。

この点も、個別の契約ごとに受講料は異なると思われま

すが、月謝制を採用して、1か月の受講料が5万円を超えない場合であっても、受講期間を通じて5万円を超える受講料を支払う場合には、上記政令で定める要件を満たすものと考えられま

したがいまして、仮に、貴社が、以上に述べたような政令の各要件を検討することなく、一律に、「クーリングオフの適用がない」ものとして、顧客との契約を勧誘・締結しているのであれば、そのような勧誘行為、契約内容には、特商法上大いに疑義があるといわざるを得ないものと思料しま

そこで、本書をもって下記のとおり質問いたします。

つきましては、貴社に対し、下記のとおり質問がございますので、本年4月19日までに文書でご回答いただきますようお願い申し上げます。

下記質問事項について、貴社よりご回答なき場合、あるいは「お問い合わせ」にご対応いただいたものの、当団体が相当と判断する解決に至らない場合、そ

の時点における当団体の認識に基づいて、貴社に対し公開にて「申入れ」させていただきます。

「申入れ」には、当団体が適格消費者団体として消費者契約法または特定商取引法に基づいて行う裁判外の差止請求を含む場合があります。

公開での「申入れ」以降につきましては、当団体からの「申入れ」の内容及びそれに対する貴社からのご回答等、申入れ以降の全ての経緯とその内容を当団体ホームページ等で公表いたします。

また、「申入れ」時点で当団体の「お問い合わせ」の内容及び経過も当団体ホームページ等で公表いたします。

なお、このたびの「お問い合わせ」を機に、一度当団体の担当者と面会の上協議を行いたいとお考えの場合は、その旨上記の回答期限までにご連絡願います。

貴社の誠実、真摯な対応を期待します。

当団体は、本「お問い合わせ」についてはお問い合わせを行っている事実も含めて非公開にて行っておりますが、本「お問い合わせ」を機に貴社が私どもとご協議いただき、その結果、契約書の改定等、一定の解決に至った場合には、解決に至った時点で、本「お問い合わせ」の内容及び経過・解決結果を当団体ホームページ等で公表させていただきます。

※詳しくは別添の「KC's の『お問い合わせ』『申入れ』事業における活動方針について」をお読みいただくとともに、ご不明な点はお問い合わせ下さい。

#### 記（質問事項）

- 1 貴社が提供されている語学教室の役務が、特商法第41条第1項に規定する「特定継続的役務」に該当するかどうかにつきまして、貴社のご意見・ご判断をお教え下さい。
- 2 「特定継続的役務」に該当するとご判断されている場合
  - (1) 交付書面にクーリングオフ制度の適用がない旨記載されている点につきまして、その理由をご教示下さい。
  - (2) 語学教室の受講契約締結に際しまして、貴社は、特商法第42条第1項に定める書面（いわゆる「概要書面」）および同条第2項、第3項に定める書面（いわゆる「契約書面」）の交付をされているのかをご教示下さい。もし「概要書面」や「契約書面」を交付されているのであれば、その雛形を頂戴できれば、大変ありがたく存じます。

また、仮にこれらの書面を交付されていないのであれば、その理由をご教示下さい。

(3) 交付書面によりますと、解約と解約手数料（キャンセル料）という項目において、

(ア) 受講予約申込み後、クラス開講1か月以上前にキャンセルされた場合には、入学金をキャンセル料として徴収すること。

(イ) 受講予約申込み後、クラス開講1か月以内にキャンセルされた場合には、入学金と1か月分の月謝をキャンセル料として徴収すること。

(ウ) 上記（ア）または（イ）の場合については、諸経費についても、一部キャンセル料として徴収すること。

がそれぞれ記載されております。

しかし、特商法第49条第2項第2号、政令第16条によりますと、役務提供前（クラス開講前）においては、1万5000円が中途解約時における違約金の限度額とされております。

この点について、貴社は、キャンセル時に貴社が徴収する入学金、1か月分の月謝、返還されない諸経費を合算すると1万5000円を超える場合には、その超過額は申込者から徴収しないという扱いをされておられるのでしょうか。

あるいは、1万5000円を超過する場合においても、上記交付書面に記載されているところにしたがって、入学金、1か月分の月謝、諸経費の一部をキャンセル料として徴収されているのでしょうか。

### 3 「特定継続的役務」に該当しないとご判断されている場合

(1) 「特定継続的役務」に該当しないと判断されている理由をご教示下さい。

(2) 仮に、貴社の上記判断についての理由が、「受講料の支払方法について、月謝支払いを選択した場合には役務提供期間が1か月ごととなり、上記「政令で定める期間」（2か月）を超えないためである」とお考えであるのであれば、交付書面に「『月謝』は、予め年間受講料として定めた額を12回（12か月）に等分し、その1回当たりの額を『月謝』として設定し、これを月々分割してお支払い頂くものです。」と記載されていることや、貴社が発行されているパンフレットに「諸経費（年間）」「テキスト・教材（年間）」との記載があり、役務が1年間にわたって提供されることが前提とされていると思われる点と矛盾すると思われるかもしれませんが、この点については、どのように理解したらよろしいでしょうか。

以上